

香芝市電子契約サービス利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香芝市（以下「市」という。）が契約相手方と電子契約サービスを利用した契約手続を行うに当たり、香芝市契約規則（昭和39年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 契約書等 契約の締結を証する電子文書及び契約締結時に提出を求める電子文書をいう。
- (3) 電子契約 契約書等に電子署名を行うことをいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が、市及びその契約相手方の指示を受けて、契約書等に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (5) 担当者 市の職員のうち、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行うものをいう。
- (6) 承認者 市の職員のうち、契約相手方に契約書等を送信する際、当該契約書等が決裁を得たものと相違ないことを確認するものをいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 市における契約（複数当事者の合意に基づく協定、確約等の契約に類するものを含む。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきものとされている契約
- (2) 契約期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項がある契約
- (4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置等)

第4条 各課に承認者を置き、課長の職にある者をもって充てる。

2 承認者が不在のときは、各課において次席の職階にある者が、承認者に代わって承認する。

(電子契約サービスの運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理

者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務部管財課長をもって充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

（アカウント等の取扱い）

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、各課に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、各課の担当者及び承認者が適正に行うものとする。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、各課の担当者及び承認者が行うものとする。

5 各課の担当者及び承認者は、前項のパスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意味確認）

第7条 担当者は、契約相手方からの電子契約サービス利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

（変更契約）

第8条 担当者は、締結した契約書等に変更の必要が生じた場合は、変更契約についても電子契約によることができる。この場合において、変更前の契約書等は、電子契約サービスでの保管を継続する。

（契約書等の保存）

第9条 契約書等の正本は、電子契約サービス上に保存される契約書等とする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、電子契約サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

電子契約サービス利用申出書

香芝市長

住 所
商号又は名称
代表者 役職氏名

下記案件について、電子契約サービスを利用して行う契約の締結を希望します。

記

案件名	
-----	--

確認者 1

契約締結権限者	役職		氏名	
契約締結に利用する メールアドレス				

確認者 2

担当者	氏名	
契約締結に利用する メールアドレス		

備考

- 1 必要に応じて確認者を2名まで設定できます。
- 2 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

(1) 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

(2) 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

以 上